

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、令和3年度は下記のA及びBの2つの要件を満たしている必要があります。

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること。（令和3年度は6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行う）

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。（令和3年度は算定要件とはしない）

令和3年度は見える化要件につきましては算定要件となっておりますが、当法人における処遇改善に関する算定状況、及び具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員特定処遇改善加算の算定状況

施設名	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算
藤島園	Ⅰ	Ⅰ
藤島園ショートステイ	Ⅰ	Ⅰ
ケアハウス藤島園	Ⅰ	Ⅰ
藤島園デイサービスセンター	Ⅰ	Ⅰ
デイサービスふじしま	Ⅰ	Ⅰ
グループホームふじしま	Ⅰ	Ⅰ
第2藤島園そよかぜホーム	Ⅰ	Ⅰ
第2藤島園そよかぜホームショートステイ	Ⅰ	Ⅰ
リハサロンふじしま	Ⅰ	－

当法人の職場環境等要件について

	職場環境等要件項目	当法人としての取組
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅食員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、研修費用の補助、研修は勤務扱いとする勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。各種研修受講については、受講希望研修を募り階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	毎年夏冬の年2回の人事考課後のフィードバック面談を実施。上位者（管理者）との面談の中でキャリアアップ等に関する相談を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト上の配慮、時短制度の利用実績もある。施設内に職員専用の利用料金無料の託児所を設置している。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護ソフト「ウインケア」及びタブレット・パソコンの活用による情報共有と記録の電子化、専用ファイルサーバーでの資料等の共有化、また見守りセンサー「眠リスクキャン」の導入により業務効率化を行い負担軽減を図っている。
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	食事の配膳・下膳や居室やフロア等の掃除などの介護業務以外の業務を行う高齢者の雇用を行っている。